

# 弁護士山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第18回

## インターネット上の契約について

今回は、インターネット上の契約の基礎についてお話しします。インターネットビジネスの特色は、不特定多数を相手とすること、相手の顔が見えないこと、大量の情報を扱うこと、迅速な伝達ができること、国際的な広がりを持つことですが、不正アクセスや誹謗中傷が起りやすいと言った問題点もあります。

### 適用される法律・裁判管轄

- (1) 準拠法・裁判管轄  
当事者間で取り決めがあるときは、それに従いますが、取り決めがないときは、当該法律行為に最も密接な関係がある国の法によりなります(法適用通則法8条)。
- (2) インターネットショップ

ングの場合  
約款で、準拠法や裁判管轄を定めていることが多いのでそれに従うことになります。

### インターネット上の契約の成立

- (1) 成立時期  
①原則は「申込」と「承諾」という両当事者の意思表示の合致があったときです。  
②インターネットショッピングの場合には、消費者保護の観点から「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(電子消費者特例)が適用されます。  
それによると、業者の承諾の通知が消費者に到達したときに契約成立となります。ここで、「消費者に到達したとき」とは、消費者がメールサーバーにアクセス可能となった時点を言います。ですから、消費者が業者からの承諾通知メールを見ていなくても契約は成立したことになります。

費者に対しての契約「申込の勧誘」ということ、これに対する消費者の商品クリック・送信が、契約の「申込」となり、業者の返信が同「申込」に対する「承諾」で、ここで契約が成立ということになります。

(2) 署名・押印  
一般的な場合と同様に、ここでも、署名・押印は契約成立の要件ではありません。念のため、別途書面で署名・押印することもあります。

(3) 書面を要する契約(建設の請負契約、農地の賃貸借契約など)について  
電子メールは書面に当たらないとされているので、これら(前述2例)についてはメールのやり取りのみでは契約は成立しません。

しかし、すべての書面を要する契約を同様に扱うと、せっかくのインターネットの利便性が失われることとなります。

そこで、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(IT書面一括法)は、例外的に契約成立となる規定を定

めております。

特定商取引に関する法律や保険業法、旅行業法など消費者保護の見地から業者に書面交付を義務づけているもの(関係法律全50本)につき、書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとしたのです。

(4) 「電子消費者特例」は、操作ミス・軽率なクリックから消費者保護を定めています。すなわち、事業者による確認措置の提供がなかった場合等について、取引の安全性を保護する民法95条但書(重過失者の錯誤無効排除)間違つてクリックしてしまったから契約は錯誤無効だという主張は、重過失によるクリックなので排除されるという(こと)の適用が排除されます。事業者は、消費者が最終的な申込となるボタンを押す(クリックする)前に、契約内容を表示してそこで訂正する機会を与える画面措置をとることににより取引安全を確保すべきです。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09

予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階  
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

**機動力と総合力で企業トラブルを解決します**

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー  
第3回「中小企業のための独占禁止法」講師:弁護士 山下江  
独占禁止法は中小企業には関係ないと思っていらいやしませんか。その認識は間違いです。独占禁止法は、私的独占の禁止のみならず、大企業の不当な行為から中小企業を守るための法律でもあります。独禁法により自社を守ることができます。是非この機会に、内容を理解していただければと思います。

日時:平成23年9月27日(火) 18:30~ 会場:八丁堀センター  
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー「情報」をご覧ください。